

# 食品安全情報 No. 10 / 2006 (2006. 05.10)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

---

食品微生物関連情報  
食品化学物質関連情報

--- page 1  
--- page 20

---

## 食品微生物関連情報

### 【国際機関】

#### ● WHO

<http://www.who.int/en/>

WHO Regional Office for the Western Pacific

<http://www.wpro.who.int/home.htm>

#### SARS に関する出版物発行

SARS: How A Global Epidemic Was Stopped

公衆衛生の専門家と科学者らが、”SARS: How a global epidemic was stopped”を出版した。どの程度まで公衆衛生システムが対応できる限界に状況が切迫していたのか、結果的にどのようにウイルスを制圧したのか、臨床症状の詳細、ウイルスの遺伝子の解明、ワクチンの開発及び診断法などについて記載されている。

[http://www.wpro.who.int/publications/PUB\\_9290612134.htm](http://www.wpro.who.int/publications/PUB_9290612134.htm)

---

#### ● FAO

<http://www.fao.org/>

#### 1. 食品安全と品質 第40号 最新情報

Food Safety and Quality Update

Issue No 40., April 2006

今後の開催案内等

1. コーデックス残留動物用医薬品部会

Codex Committee on Residues of Veterinary Drugs in Foods

2006年5月8～12日、メキシコのカンクンで開催。

2. コーデックス分析・サンプリング部会

Codex Committee on Methods of Analysis and Sampling

2006年5月15～19日、ハンガリーのブダペストで開催。

今後開催予定のコーデックス会議に関する情報が以下から入手可能である。

[www.codexalimentarius.net/web/current.jsp](http://www.codexalimentarius.net/web/current.jsp)

3. コーデックスへの参加の向上に関する FAO の準地域研修コース

FAO Subregional Training Course on “Enhancing Participation in Codex”

2006年6月6～9日、アンティグアアーバーブーダで開催。詳細は次のアドレスより。

[www.fao.org/ag/agn/food/capacity\\_codex\\_en.stm](http://www.fao.org/ag/agn/food/capacity_codex_en.stm)

4. 第67回 JECFA 会議（食品添加物および汚染物質）

67<sup>th</sup> JECFA Session (food additives and contaminants)

2006年6月20～29日、ローマで開催。詳細は次のアドレスより。

[ftp://ftp.fao.org/ag/agn/jecfa/jecfa67\\_call.pdf](ftp://ftp.fao.org/ag/agn/jecfa/jecfa67_call.pdf)

[ftp://ftp.fao.org/ag/agn/fsq\\_update/40.pdf](ftp://ftp.fao.org/ag/agn/fsq_update/40.pdf)

2. 乳児用調製粉乳中の *Enterobacter sakazakii* 及び *Salmonella* に関する FAO/WHO 専門家会議の報告書

FAO/WHO Expert meeting on *Enterobacter sakazakii* and *Salmonella* in powdered infant formula - Advance copy of report now available

5 May 2006

この問題に関する Codex からのアドバイスの要請に応えるため、FAO/WHO は2006年1月16～20日に標記専門家会議を開催し、Codex からの質問へ対応するとともに両機関が作成した乳児用調製粉乳中の *Enterobacter sakazakii* に関する定量的なリスクアセスメントモデルの評価を行った。この会議の報告書の先行コピーが次のアドレスから入手できる。

[ftp://ftp.fao.org/ag/agn/jemra/e\\_sakakazii\\_salmonella.pdf](ftp://ftp.fao.org/ag/agn/jemra/e_sakakazii_salmonella.pdf)

[http://www.fao.org/ag/agn/jemra/enterobacter\\_en.stm](http://www.fao.org/ag/agn/jemra/enterobacter_en.stm)

---

● OIE

[http://www.oie.int/eng/en\\_index.htm](http://www.oie.int/eng/en_index.htm)

Disease Information

20 April 2006

Vol. 19 – No. 16

## 1. 鳥インフルエンザ報告 (ルーマニア)

2006年4月27日付け報告

2005年10月7日、Tulcea 郡 Ceamurlia-de-Jos で初めて H5N1 のアウトブレイクが報告された。2005年10月7日から2006年4月24日までの間に、Danube Delta と黒海地域の9郡52地域からアウトブレイク53件が確認され、2006年4月21日、最後のアウトブレイクが終息した。アウトブレイクはすべて小規模な飼育が行なわれている庭で発生し、商業的施設での発生はなかった。16,166箇所庭で飼育されていた421,470羽が処分された。

## 2. 鳥インフルエンザのアウトブレイク(OB)報告

英国 (2006年4月28日付け報告 Immediate notification report)

OB 発生数	OB 発生日	鳥の種類	血清型	OB の動物数				
				疑い例	発症数	死亡数	廃棄数	とさつ数
1	4/20	鶏	H7N3	34,358	87	87	34,271	0

フランス (2006年4月26日付け報告) (野鳥)

OB 発生数	OB 発生日	鳥の種類	血清型	OB の動物数				
				疑い例	発症数	死亡数	廃棄数	とさつ数
3	3/29, 4/18	コブハクチョウ	H5N1		4	4	0	0

ウイルスは、A/Chicken/Tula/10/2005(H5N1), A/Bar Headed Goose/Qinghai/65/05 (H5N1) および A/common pochard/France/0667/2006(H5N1) (フランスで初めての野鳥の症例から検出されたウイルス型) と非常に似ている。

デンマーク (2006年5月4日付け報告) (野鳥)

OB 発生数	OB 発生日	鳥の種類	血清型	OB の動物数				
				疑い例	発症数	死亡数	廃棄数	とさつ数
1	4/28	カンムリカイツブリ	H5N1		1	1	0	0

[http://www.oie.int/eng/info/hebdo/A\\_CURRENT.HTM](http://www.oie.int/eng/info/hebdo/A_CURRENT.HTM)

### 【各国政府機関等】

- US FDA

<http://www.fda.gov/>

## CFSAN の 2006 年度の優先プログラム

### CFSAN 2006 Program Priorities

May 3, 2006

Food Safety and Applied Nutrition (CFSAN)の 2006 年度の優先プログラムが発表された。正規職員は、最も多かった 2003 年度の 950 人から、2005 年度には 894 人、現在は 850 人以下に減少した。また、予算も最も多かった 2003 年度の 4,760 万ドルから、2006 年度は 3,000 万ドルまで減額となった。FDA の最も重要なテーマは変わらず食品安全と Food Defence (テロ対策) である。2006 年度は、これまでの”B-list”の項目は割愛し、“A-list”に挙げられた項目のみに取り組むことにしている。活動計画は、次に挙げた目次のとおり 5 つに分類されている。

#### I テロ対策

規則および指針・研究調査・予防策

#### II 食品安全

概要、食品添加物、アレルギー誘発食品、遺伝子組み換え食品、BSE 対策の最終規則の公表、化学物質汚染、殺虫剤およびその他のハザード (キャンディー中の鉛レベルの指針作成)、卵の安全対策の最終規則の公表、コーデックスへの積極的な参加、カット野菜の安全性、*Listeria* 対策、水産食品の安全性、研究調査、乳製品の安全性・教育/啓発

#### III 栄養摂取の向上

栄養摂取/肥満予防・食品表示・栄養分表示・調合乳

#### IV 栄養補助食品と化粧品の安全確保および管理サービス

栄養補助食品・化粧品・管理サービス

#### V 現在進行中の優先的活動

<http://www.cfsan.fda.gov/~dms/cfsan506.html>

---

## ● USDA

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

### USDA が米国の BSE の推定有病率を発表

USDA Releases BSE Prevalence Estimate for U.S.

April 28, 2006

USDAの専門家が、1999年3月31日～2006年3月17日までの7年間のサーベイランスの全データに基づき、BSurvE モデルとthe Bayesian出生コホート(BBC)法の2種類の方法を用いて、BSEの有病率を分析した。米国内に存在する最も可能性のあるBSE症例数はBSurvE 法では7(5及び95% confidence level 3,24), BBC法では4(同1, 8)と推定された。

このため、USDA は、米国内の成牛が 4,200 万頭であることから、この推定の上限の値

をとっても、有病率は成牛 100 万頭あたり 1 頭未満であるという結論を下した。また不確実なパラメータによる変動の程度は重要でなく、この結論を変える必要はないとしている。分析及び BSE 強化サーベイランスプログラムの要約が以下サイトから入手可能である。

[http://www.aphis.usda.gov/newsroom/hot\\_issues/bse.shtml](http://www.aphis.usda.gov/newsroom/hot_issues/bse.shtml)

[http://www.usda.gov/wps/portal/!ut/p/ s.7\\_0\\_A/7\\_0\\_1OB?contentidonly=true&contentid=2006/04/0143.xml](http://www.usda.gov/wps/portal/!ut/p/ s.7_0_A/7_0_1OB?contentidonly=true&contentid=2006/04/0143.xml)

[http://www.aphis.usda.gov/newsroom/hot\\_issues/bse/content/printable\\_version/BSEprevalence-estimate4-26-06.pdf](http://www.aphis.usda.gov/newsroom/hot_issues/bse/content/printable_version/BSEprevalence-estimate4-26-06.pdf)

---

## ● USDA APHIS

<http://www.aphis.usda.gov>

アラバマ州で発見された BSE 陽性牛に関する疫学的調査の結論についての米農務省主任獣医師 John Clifford による声明

Statement by USDA Chief Veterinary Officer John Clifford Regarding the Conclusion of the Epidemiological Investigation Into a Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE)-Positive Cow Found in Alabama

May 2, 2006

米国農務省動植物検疫局 (USDA/APHIS) は 5 月 2 日、FDA と共同で実施していた、2006 年 3 月にアラバマ州で BSE 陽性と確認された牛に関する疫学調査が完了したと公表した。概要は以下のとおり。

検査陽性牛 (当該牛) は赤毛 (red) 交雑種で、農場で歩行困難となり、地元の民間獣医師により検査された。獣医師は、翌日、当該牛を農場で安楽死処分した後サンプルを採材し、当該サンプルは BSE 検査のため提出された。当該牛はその時、APHIS のプロトコルに従い、農場に埋却されたため、家畜飼料およびフードチェーンには入らなかった。

APHIS 及びアラバマ州農業産業部は、当該牛のとたいを発掘し、歯列により 10 歳以上であると判断した。したがって、当該牛は、FDA による 1997 年の飼料規制以前に生まれたことになる。

APHIS 及びアラバマ州当局は 36 の農場及び 5 カ所の家畜市場を調査し、当該牛と血縁関係がある可能性がある牛群に対し、DNA 鑑定を実施した。APHIS および州の調査員は、当該牛が最近出産した 2 頭の子牛を除いて、血縁関係のある牛を確認することは出来なかった。ごく最近の生まれた仔牛は、当該牛と同じ農場で飼養されており、また、2 番目の子牛は昨年死亡していた。当該牛から生まれ、生存している仔牛は現在、アイオワ州 Ames にある国立獣医学研究所(NVSL)に観察のため収容されている。

APHIS による調査では、当該牛の出生群は明らかにされなかったが、これは、当該牛の 10 歳以上という年齢並びに烙印、入れ墨および耳標など個体識別につながる情報の不足か

ら想定外なことではなかった。これまでの世界中の報告からは、感染牛が生まれた集団または感染牛の産子の中から 1 頭以上の BSE 感染牛を確認することは非常にまれである。

FDA は、当該農場に隣接した地域の飼料施設において、適切な飼料規制が実施されていたことを確認するため、1997 年の飼料規制以降に当該牛へ飼料を供給した可能性のある地元の飼料工場について飼料調査を実施し、すべての地元の飼料工場が FDA の飼料規制を遵守していたことを確認した。

<http://www.aphis.usda.gov/newsroom/content/2006/05/alepi.shtml>

---

● Canadian Food Inspection Agency

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

**4 月 28 日付 BSE 最新情報**

Latest Information (as of April 28, 2006 – 16:00 EST)

4 月 16 日に発表されたカナダで 5 頭目の BSE 牛についての最新情報。

CFIA は、同じ飼料に曝露した可能性のあるウシ 23 頭を特定できたため、検査を行う予定である。飼料コホートの他のウシも追跡中であり、このうち多くが米国に輸出されていたが、輸出されたウシも 2003 年と 2005 年に行われた調査時に特定されていた。飼料コホート内にさらに BSE が見つかる可能性は低いが、このコホート内の全動物の特定が行われる予定である。国際的 BSE ガイドラインに従い、BSE 牛から最近生まれた 2 頭は関連性のある牛とされた。このうち 1 頭はすでに死亡しており、もう 1 頭は調査中である。飼料や原料の製造、輸送、保管中の汚染の可能性についても調査している。

<http://www.inspection.gc.ca/english/anima/heasan/disemala/bseesb/situation.shtml>

---

● European Commission, Health and Consumer Protection Director General

[http://europa.eu.int/comm/food/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/food/index_en.htm)

**1. コレラのアウトブレイク制圧のため、アンゴラに 150 万ユーロ援助**

European Commission allocates €1.5 million for emergency response to cholera outbreaks in Angola

21 April 2006

アンゴラで 2 カ月間に 550 人以上がコレラで死亡し、EC は緊急対応として 150 万ユーロの援助を提案した。アフリカ南部では 1 月から豪雨があり、貧困、衛生施設の不足と低い衛生水準により、各地でコレラのアウトブレイクが発生している。

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/516&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

## 2. 表示に関する規則の改善

### Labelling – Better Regulation – Introduction

Directorate General for Health and Consumer Protection は、現在、多くの表示問題を検討している。表示の提案作成に関する基本的事項を再考するため、重要な関係者との協議を開始した。その主要報告書が以下サイトから入手可能である。

[http://europa.eu.int/comm/food/food/labellingnutrition/betterregulation/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/food/food/labellingnutrition/betterregulation/index_en.htm)

この報告書に関する意見を 2006 年 6 月 16 日まで募集している。

[http://europa.eu.int/comm/food/food/labellingnutrition/betterregulation/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/food/food/labellingnutrition/betterregulation/index_en.htm)

---

● (英国環境・食糧・農村地域省) DEFRA, UK

<http://www.food.gov.uk/>

### 1. William Hill 教授のウシにおける "BARB" BSE 例レビューに対する DEFRA の回答

Defra response to Professor William Hill's Independent Review of "BARB" BSE Cases in Cattle

9 May 2006

DEFRAは2005年7月に、エジンバラ大学William Hill教授による、BARB (Born After the Real Ban : 英国における1996年7月の肉骨粉および肉骨粉含有飼料の販売、供給の完全禁止後に産まれた牛)におけるBSE発生事例の原因の可能性を検討したレビューを発表した<sup>1</sup>。SEACは2005年6月の会合で、Hill教授のレビューを検討した<sup>2</sup>。

Hill 教授の独立したレビューに対する DEFRA の回答の概要は以下の通り。

○BSE および BARB 事例に関するデータの入手を可能とし、定期的に解析し更新することが必要であるとの提案を支持し、web 上および他の手段によりデータを公表していく予定である。

○BARB 事例の生物学的な特徴に関して

- ・ 最新の検査法および今後進歩する検査法を BARB 事例にも適用していく。
- ・ 近年開発された検査法を用いて、BSE 流行の際に収集した検体の詳細かつ広範な遡及調査を行う。
- ・ 他国の非定型例の確認に関連した新たな手法や知見に関する情報収集および検査手法の進歩についての調査を継続する。
- ・ Neuroprion Network を通じて各国間で BSE の研究や検査法に関する情報交換を行う。
- ・ OIE を通じて、手法・用語・分類の標準化を促進し先導する。

○疾病の特性

特に対策変更の必要性を支持するエビデンス等、この疾病に関する他の仮説もモニターする必要があるという教授の説に DEFRA は合意する。

○自然発生的な BSE 発生

世界的な散发事例の情報収集が必要であるが、VLA が EC における BSE レファレンスラボであるとともに OIE の 3 つの BSE レファレンスラボのうちの 1 つでもあることから可能である。他の EU 各国および他の世界各国の TSE サーベイランスについても注視していく。

○感受性における遺伝的な差異

- ・ VLA および DARD NI(Department for Agriculture and Rural Development in Northern Ireland)は 2005 年 6 月に BARB 事例と健康なウシとのプリオンタンパク遺伝子の比較を行った。北アイルランドの研究は完了し、英国の調査は 2006 年 3 月に終了した。データの解析により BSE 発症の有無と有意な遺伝的差異は確認されておらず、DEFRA は引き続き 2 つの研究のデータを融合して関連性の調査を行う。
- ・ 遺伝子解析における有意な差が確認されなかった際に非定型 BARB 以外の遺伝子解析は不必要であるとする Hill 教授の提案は 2005 年 6 月に SEAC に支持され、英国 BARB 遺伝子型別プロジェクトは 2006 年 3 月に終了した。しかし英国における新たな BARB 事例の遺伝子解析は少なくとも短期間は継続されると思われる。BARB 例数は非常に少なく、追加情報は現存するデータを補完するとともに今後検出される BARB 事例における新たな遺伝子差異検出の可能性がある。
- ・ 遺伝子の差異による感受性の違いが認められた場合においても、遺伝子選別より感染源の除去の方が疾病管理に有効であるという教授の意見には賛同するが、今後の研究で遺伝子の差異により BSE 感染に対する感受性の相違が確認された場合には SEAC や EFSA 等の専門家会合の意見により、遺伝子選別と感染源除去、もしくはそれらを組み合わせた対策の利点比較を行う。

○ 環境汚染及び飼料以外の感染源

DEFRA は隣接地域からの感染による BARB 事例発生の可能性の検討において汚染飼料による感染等の交絡因子の除外が不可能であることから、そのような研究では環境汚染の影響を直接証明することができないという助言を受けている。また BSE 感染牛からの排泄物等が感染性を持つという事実はなく、ウシにおける BSE の水平感染の疫学的データもない。感染動物死体や感染ほ乳類肉骨粉餌(MMBM: Mammalian Meat and Bone Meal)が肥料や汚染飼料に混入することによる環境汚染の可能性はあるが、複数の疫学研究は BSE 流行の原因として肥料使用や死体への接触ではなく MMBM 使用を挙げている。BARB 事例の一部で、動物飼料販売店における汚染動物飼料の痕跡残留による感染の可能性を指摘する疫学調査もあるため、DEFRA は 2005 年 12 月に餌箱洗浄に関する助言を発行した。

○飼料由来の感染及び飼料の管理対策

DEFRA は州の獣医局の協力のもと、BARB 事例の詳細な疫学調査を続けており、各 BSE 事例から飼料や給餌作業の詳細も含む広範なデータを収集している。2005 年 4 月に SEAC の 1996 年 7 月以降に生まれた BSE 例に関する疫学調査グループは DEFRA と SEAC に対して交差汚染の可能性を検討するために、過去および現在の動物飼料の評価ならびに供給

経路の情報を収集する必要があると提案した。SEAC は給餌作業の研究は重要であり、BARB 事例が継続して発生する場合には、対策に反映させることも可能であるとしている。症例対照研究は Hill 教授のレビューの直前に完了したが、リスク要因に関して新たな知見は得られず、分析疫学的研究が継続している。DEFRA は以前より飼料に用いられている原材料の供給源に関する詳細な記録がないため、それを正確に追跡することは不可能である場合が多いとしている。

- DEFRA の BSE 対策は、消費者および動物の健康が保護され、最新の進歩も取り入れた科学に基づいた、確認されているリスクに応じた、現実に実行および施行が可能である必要がある。また、DEFRA は UK における TSE 研究能力を維持することが現在及び将来の BSE 管理上必須であるとしている。

<sup>1</sup><http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/pdf/hillreport.pdf>

<sup>2</sup>議事録が以下から入手可能（食品安全情報 2005 年 No.6(2005.03.16)に関連記事収載）。

<http://www.seac.gov.uk/minutes/final88.pdf>

[http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/pdf/hill-response\\_annex1.pdf](http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/pdf/hill-response_annex1.pdf)

## 2. BSE に関する最新記事

### Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE)

2006 年 5 月 8 日

EU 加盟国の英国産牛及び牛製品に対する輸入規則に関する最新情報が発表された。これによると、エストニア、ハンガリー、リトアニア、マルタおよびポーランドは未決定、アイルランドは英国のウシを直接は受け入れない、スウェーデンは国内規則が改訂されるまで輸出品はすべて農業局の認可が必要であるとしている。情報は以下アドレスより入手可能。

[http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/pdf/mss\\_import-bans.pdf](http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/pdf/mss_import-bans.pdf)

2006 年 5 月 4 日

輸出業者向けに、生きているウシの輸出条件に関する情報（ウェールズ語版）が発表された。

2006 年 5 月 3 日

英国のウシとウシ由来製品の輸出が再開され、次の文書が発表された。

牛肉とウシ由来製品の輸出業者のための指針

<http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/pdf/guidancebeef2.pdf>

生きているウシの輸出業者のための指針

[http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/pdf/leaflet\\_cattle-exports.pdf](http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/pdf/leaflet_cattle-exports.pdf)

取引相手国情報

<http://www.defra.gov.uk/animalh/int-trde/misc/cins/2006/0683.htm>

2006 年 5 月 2 日

輸出禁止を解除する EU 法規 Commission Regulation (EC) No.657/2006

が施行された。

[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l\\_116/l\\_11620060429en00090013.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_116/l_11620060429en00090013.pdf)

EU 加盟国の輸入規則に関する最新情報が以下アドレスから入手可能。

[http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/pdf/mss\\_import-bans.pdf](http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/pdf/mss_import-bans.pdf)

2006年4月28日

輸出禁止を解除する EU 法規が 4 月 29 日付け官報に発表される予定。

<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/JOIndex.do?ihmlang=en>

2006年4月28日

英国から EU 他国への生きているウシの輸出条件を概説している取引相手国情報が発表された。

<http://www.defra.gov.uk/animalh/int-trde/misc/cins/2006/0683.htm>

<http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/index.html>

### 3. 英国の牛肉輸出が再開（プレスリリース）

British beef back on the international menu

3 May 2006

1996年3月以来英国の牛肉、ウシ由来物質を含む製品およびウシの輸出が禁止されていたが、EUがこの解除を決定して2カ月が過ぎ、輸出が再開された。

<http://www.defra.gov.uk/news/2006/060503a.htm>

---

### ● 英国海綿状脳症諮問委員会(SEAC)

<http://www.seac.gov.uk/>

#### 1. 第91回SEAC公開セッションの議事録

SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY ADVISORY COMMITTEE, Minutes of the open session of the 91st meeting held on 24th February 2006,

8 May 2006

第91回公開セッションの要旨 (Summary) の議事録の最終版が公開された (食品安全情報 2006年 No.6(2006.03.15)に収載)。非定形ヒツジのスクレイパー作業部会の結論及び勧告に合意したほか、米国産の牛の原材料を使用した医療用品によるヒトの BSE 感染リスク、輸血による vCJD 感染を防ぐためのプリオンを低減させるフィルターの効果を評価する方法、BSE を実験感染した農場からの肥尿の処理等についての議論が含まれている。

<http://www.seac.gov.uk/minutes/final91.pdf>

#### 2. 第92回 SEAC 議事要約

NINETY SECOND MEETING OF THE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY  
ADVISORY COMMITTEE held on the 28th April 2006

8 May 2006

第 92 回公開セッションの要旨 (Summary) が公表された。定期、通常 (ルーチン) サーベイランスによって発見された通常と異なる TSE 検査結果が得られた羊 (仏 (2 頭) 及びキプロス (1 頭)) について、BSE の存在は否定されたもののさらに調査が行われること、バイオアッセイによるバイオケミカル検査で通常と異なる検査結果が得られた英国の羊、FSA の stakeholder 会議に出席した報告、ヒトの PrP を発現する遺伝子改変マウスによる Bishop らの研究 (食品安全情報 2006 年 No.8(2006.04.12)に収載) に関する議論等が行われた。

[http://www.seac.gov.uk/summaries/seac92\\_summary.pdf](http://www.seac.gov.uk/summaries/seac92_summary.pdf)

---

●CDR Weekly

<http://www.hpa.org.uk/cdr/>

Volume 16 Number 17

27 April 2006

**2006 年第一四半期のベロ毒素産生 *E. coli* O157 (VTEC O157) 感染患者の増加**

A national increase of Vero cytotoxin-producing *E. coli* O157 (VTEC O157) during the first quarter of 2006

2006 年第一四半期、ベロ毒素産生 *E. coli* O157 (VTEC O157) 患者 101 人が報告された。2005 年同時期は 84 人であった。ファージタイプは、PT8 が 26 株、PT14 が 16 株で、2005 年はそれぞれ 15 株と 1 株であった。PT21/28 は減少した。PT14 の 10 株と PT8 の 25 株からベロ毒素遺伝子 VT1 と VT2、その他からは VT2 が確認された。調査により、二次感染者、無症状患者、旅行歴のある患者は最終分析から除外された。

VTEC O157 PT8 の一次感染者 22 人は、年齢の中央値が 26 歳 (範囲 0~78 歳)、男性 11 人、女性 10 人、1 人は性別不明、発症日は 2005 年 12 月 18 日から 2006 年 3 月 28 日で (n=20)、4 人が入院した。PFGE では 11 種類のプロファイルが認められた。このうち、4 人の PFGE プロファイルが一致し (プロファイル 1)、2005 年冬季に増加した PT8 関連の株と同じであった。また、他の 7 株が同じ PFGE プロファイルを示した (プロファイル 2)。

VTEC O157 PT14 の一次感染者 13 人は、年齢の中央値が 41 歳 (範囲 4~87 歳)、女性 10 人、発症日は 2006 年 2 月 3 日から 3 月 27 日 (n=10) で、4 人が入院していた。PFGE では 8 種類のプロファイルが認められた。このうち、VT1 と VT2 を有する 5 株の PFGE プロファイルが一致した (プロファイル 3)。PT8 と PT14 に同じ PFGE プロファイルは認め

られなかった。プロファイル 3 は発症日によると同一集団と考えられたが、明白な地理的関連性および共通の曝露のものはなかった。

推定 VTEC O157 の分離株数は 4 月には減少したが、新しい PT8 または PT14 の全分離株が PFGE によって分析される予定である。2003 年と 2004 年、イングランドとウェールズの VTEC O157 感染患者では、PT8 が PT21/28 に次いで多く、約 24% を占めていたが、PT14 は 3% 以下であった。後ろ向きデータ収集、サーベイランスデータの照合、及び分子生物学的な分析によって、状況を評価できる。また、感染の確認、調査、将来の傾向の評価には能動的サーベイランスが有用であると考えられた。2005 年の腸内感染症の要約が、CDR Weekly にまもなく発表される予定である。

<http://www.hpa.org.uk/cdr/pages/news.htm#vtec>

---

● Institut de veille sanitaire (フランス)

<http://www.invs.sante.fr>

2004 年 6 月に仏オード (Aude) 県での赤痢の集団発生

Cas groupés de shigellose dans l'Aude, juin 2004

BEH n°18 (9 mai 2006)

2004 年 6～7 月に仏オード (Aude) 県で、4～14 歳の子供 11 名の間で赤痢 (*Shigella sonnei*) が発生した。地域の泉の水の摂取による感染が疑われ、微生物検査が行われたが、糞便汚染を示すデータは得られたものの赤痢菌は検出されなかった。当該泉の汚染防止対策が取られた後、患者発生は収束した。この事例では臨床医が子供におけるいくつかの発熱を伴う血性下痢症を診察した後、公衆衛生部局へ早期に通報したことから、調査が速やかにおこなうことができ、アウトブレイクの早期収束につながった。

[http://www.invs.sante.fr/beh/2006/18/beh\\_18\\_2006.pdf](http://www.invs.sante.fr/beh/2006/18/beh_18_2006.pdf)

---

● Statens Serum Institut (デンマーク)

<http://www.ssi.dk/sw379.asp>

EPI-NEWS No. 15/16, 2006

2005 年の患者報告

Individually notified Diseases 2005

2005 年の患者報告から、一部を紹介する。

*L. monocytogenes* 感染症

2005 年は 3 人、2004 年は 4 人であった。2000～2004 年の平均は 5 人で、範囲は 2～6 人であった。

#### ボツリヌス症

2005年、2004年、ともに0人で、2000～2004年に1人であった。

#### コレラ

2005年は0人、2004年は1人、2000～2004年に1人であった。

#### クロイツフェルトヤコブ病

2005年は2人、2004年は7人であった。2000～2004年の平均は6人で、範囲は4～8人であった。

#### 食品由来疾患

2005年は585人、2004年は592人であった。2000～2004年の平均は699人で、範囲は572～893人であった。

#### ベロ毒素産生大腸菌(VTEC)感染

2005年は144人、2004年は153人であった。2000～2004年の平均は108人で、範囲は46～153人であった。

<http://www.ssi.dk/graphics/en/news/epinews/2006/PDF/2006-15-16%20final%20www.pdf>

---

#### ● The Institute of Environmental Science and Research Ltd (ESR)(NZ)

<http://www.surv.esr.cri.nz>

#### 1. ニュージーランドにおける食品由来疾患のアウトブレイク (2005年)

Annual Summary of Outbreaks in New Zealand 2005

April 2006

2005年、食品由来疾患のアウトブレイクは183件であったが、このうち89件(48.6%)は病原物質が特定されなかった。特定された病原物質は *Campylobacter*(28件)、*Salmonella*(20)、ノロウイルス(14)、*Clostridium perfringens*(11)の順が多かった。腸内細菌(*Campylobacter*, *Salmonella*, *Shigella*, VTEC/STEC および *Yersinia enterocolitica*)が28.4%(52/183)を占め、腸内毒素(*Clostridium perfringens*, *Staphylococcus aureus*, *Bacillus*, ヒスタミンおよびシガテラ)が13.7%(25/183)、腸内ウイルス(ノロウイルス)が7.7%(14/183)、腸内原虫(*Giardia* および *Cryptosporidium parvum*)が1.6%(3/183)であった。

183件のうち、感染源が特定されたものは7件(3.8%)、疑いのある食品がわかったものが90件(49.2%)で、鶏肉(38件)、食肉(19件)および水産食品(12件)が多かった。

食品由来疾患のアウトブレイクの要因は、時間と温度が不適切であったことが38.8%(71/183)、調理前の不適切な保存が23.5%(43/183)、不適切な高温保存が13.7%(25/183)であった。交叉汚染も多く、36.1%(66/183)であった。

[http://www.surv.esr.cri.nz/PDF\\_surveillance/AnnSurvRpt/2005OutbreakRpt.pdf](http://www.surv.esr.cri.nz/PDF_surveillance/AnnSurvRpt/2005OutbreakRpt.pdf)

## 2. ニュージーランド公衆衛生サーベイランス報告書(2005)

### New Zealand Public Health Surveillance Report

March 2006

サーベイランス報告の中から、2005年1月～12月の過去12カ月の患者数と報告率、赤痢のアウトブレイク報告を紹介する。

#### カンピロバクター症

患者数は13,836人(2004年は12,214人)、100,000人当たり370.2人(2004年は326.8人)であった。統計学的に有意に増加した。

#### サルモネラ症

患者数は1,379人(2004年は1,080人)、100,000人当たり36.9人(2004年は28.9人)であった。統計学的に有意に増加した。

#### 赤痢

患者数は184人(2004年は140人)、100,000人当たり4.9人(2004年は3.7人)であった。統計学的に有意に増加した。

#### クリプトスポリジウム症

患者数は888人(2004年は612人)、100,000人当たり23.8人(2004年は16.4人)であった。統計学的に有意に増加した。

#### エルシニア症

患者数は406人(2004年は420人)、100,000人当たり10.9人(2004年は11.2人)であった。統計学的に有意に減少した。

#### Northland で発生した貝類による赤痢のアウトブレイク報告

2005年10月、Northland で赤痢の集団患者が確認され、Bay of Islands の Opuia で採捕された貝類の生での喫食との関連性が示唆された。Northland の衛生関係者に、赤痢が確認された患者、貝類の喫食または赤痢患者との接触後に胃腸疾患を発症した患者の報告が要請された。

2005年10月18日から12月31日までの間に *Shigella sonnei* 感染、患者38人が確認され、貝類の喫食による疑い例10人、患者との接触による疑い例が3人報告された。確認患者30人のうち16人が発症1～4日前に貝類を喫食していた。

検便検体から分離された7株の PFGE パターンは区別がつかず、一部の検便検体からはノロウイルス株(GII/12)も検出された。10月27日に Opuia から採捕された貝類の検体からは、大腸菌群 35,000 MPN/100g が検出されたが、*Shigella* は陰性であった。

アウトブレイクは、人間の便によって汚染された貝類の喫食による可能性があると考えられた。Opuia には警告標識が設置され、メディアを通じて情報が提供されて手洗い励行が呼びかけられた。汚染源の調査が行われているが、まだ特定されていない。

[http://www.surv.esr.cri.nz/PDF\\_surveillance/NZPHSR/2006/NZPHSR2006March.pdf](http://www.surv.esr.cri.nz/PDF_surveillance/NZPHSR/2006/NZPHSR2006March.pdf)

● ProMED-Mail

<http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1000>

コレラ、下痢、赤痢最新情報

Cholera, diarrhea & dysentery update 2006 (19) (18)

May 5, 2006 April 30, 2006

コレラ

国名	報告日	発生場所	期間	患者数	死者数
アンゴラ	5/5	全体		27,700 人以上	1,109 人
アンゴラ	5/2	Bie 州		1 人	1 人
アンゴラ	5/5	ルアンダ	5/3~5/4		13 人
			2/13~	13,379 人	197 人
アンゴラ	5/3	Kwanza Sul 州		22 人	3 人
アンゴラ	4/25	Benguela 州	3/11~	5,086 人	396 人
アンゴラ	4/24	Malanje 州	3/30~	501 人	126 人
アンゴラ	4/21	Kwanza Norte 州	4/8~	68 人	4 人
タンザニア	5/5	ザンジバル	4 月初め~	68 人	17 人
タンザニア	4/23	ダルエスサラーム	2005 年 12 月~		30 人を 50 人に訂正
インド	5/2	デリー	4 月最終週	35 人	
			2006 年~	172 人	
インドネシア	5/2	West Java		385 人	3 人
ウガンダ	4/27	Kitgum 地区	1 週間強	73 人	
ウガンダ	4/26	Arua		64 人	3 人
カメルーン	4/23	首都 yaounde			10 人
	4/23	Bafoussam( yaou nde)の北西 300km	数週間	50 人以 上	
		全体	2004 年 1 月~ 2006 年 4 月	8,500 人	174 人
インドネシア	4/28	Jayawijaya	~4 月 26 日		126 人
		Yahukimo	4 月 7 日~		33 人

下痢

国名	報告日	発生場所	期間	患者数	死者数
エチオピア	5/2	Gambella 州		286 人	10 人

コレラ WHO WER 報告

アンゴラ	4 月 19～28 日	患者 8,777 人	死亡者 357 人
アンゴラ	4 月 13～18 日	患者 4,778 人	死亡者 267 人
ジンバブエ	3 月 13 日～4 月 16 日	患者 124 人	死亡者 5 人
リベリア	2 月 6 日～4 月 16 日	患者 162 人	死亡者 2 人
マラウイ	4 月 4～10 日	患者 35 人	
ザンビア	4 月 4～10 日	患者 77 人	死亡者 13 人

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:16797412838175531822::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1010,32862](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:16797412838175531822::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,32862)

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:14468313426892050671::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1000,32822](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:14468313426892050671::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,32822)

● FS-net

<http://www.foodsafetynetwork.ca/en/>

サルモネラ制圧にファージを利用

Phage eyed as new way to control *Salmonella*

April 28, 2006

ARS News Service

USDA/ARS とペンシルバニア州立大学等の研究者が、ブタの排泄物中のサルモネラ制圧に有用なファージを収集し、その特性を一部明らかにした。ほとんどのファージは特異的に菌を攻撃するため、感染の確認、追跡、治療、予防にファージを利用することができると考えられている。この研究者らは、ブタの排泄物中のファージの特異性を調べ、大きさや形状によって分類した。このような情報により、ブタの排泄物内の微生物の生態学が解明され、特性が明らかにされたファージを新しいサルモネラの制圧法として利用する予定である。この研究報告は、*Journal of Environmental Quality* の今月号に発表されている。

[http://archives.foodsafetynetwork.ca/fsnet/2006/4-2006/fsnet\\_april\\_28.htm#story3](http://archives.foodsafetynetwork.ca/fsnet/2006/4-2006/fsnet_april_28.htm#story3)

【記事・論文紹介】

1. ヒツジの研究からプリオン仮説の詳細検証の必要性

Sheep study calls for closer look at prion hypothesis

Michael Hopkin

Nature Medicine Vol.12, No.5, p.484, May 2006

本号論文紹介 2. Journal of Pathology(Jeffrey M, et al.)の論文を紹介する記事。

## 2. スクレイパー耐性およびスクレイパー感受性のヒツジにおけるプリオンの腸粘膜間移行

Transportation of prion protein across the intestinal mucosa of scrapie-susceptible and scrapie-resistant sheep.

Jeffrey M, Gonzalez L, Espenes A, Press C, Martin S, Chaplin M, Davis L, Landsverk T, Macaldowie C, Eaton S, McGovern G.

J Pathol. 2006 May;209(1):4-14.

## 3. ドイツのバラビアにおける BSE に関連したリスク要因の調査

Investigations of the potential risk factors associated with cases of bovine spongiform encephalopathy in Bavaria, Germany

M. Clauss, C. Sauter-Louis, E. Chaher, C. Pottgiesser, S. Goebel, T. Selhorst, H-E. Wichmann, W. Klee, E. Kienzle

The Veterinary Record, 158, p. 509-513, April 15, 2006

## 4. 口腔粘膜および鼻粘膜におけるプリオン感染

Prion Infection of Oral and Nasal Mucosa

Crista DeJoia, Brian Moreaux, Kimberly O'Connell, Richard A. Bessen

Journal of Virology, May 2006, p.4546-4556

## 5. 「Pall leukotrap affinity prion-reduction filter」は赤血球から内因性感染能および外因性感染性プリオンタンパクを除去する

Pall leukotrap affinity prion-reduction filter removes exogenous infectious prions and endogenous infectivity from red cell concentrates.

Sowemimo-Coker SO, Pesci S, Andrade F, Kim A, Kascsak RB, Kascsak RJ, Meeker C, Carp R.

Vox Sang. 2006 May;90(4):265-75.

[食品安全情報 2006 年 No.2 (2006.01.18) 論文紹介記事 (6 番) および 2004 年 No.15 (2004.07.21) FS-net 記事 (4 番) にて関連情報を収載]

## 6. プロイラーにおける *Campylobacter* コントロール戦略作成を支援するためのシステムマチックレビューの活用

Use of a systematic review to assist the development of *Campylobacter* control

strategies in broilers

A. Adkin, E. Hartnett, L. Jordan, D. Newell and H. Davison

Journal of Applied Microbiology 100 (2006) 306–315

7. 通常よりも症状が長く続いた **Enterotoxigenic *Escherichia coli***によるアウトブレイク  
Outbreak of Enterotoxigenic *Escherichia coli* Infection with an Unusually Long  
Duration of Illness

Jonathan S. Yoder, Shawn Cesario, Victor Plotkin, Xinfang Ma, Kate Kelly-Shannon,  
and Mark S. Dworkin

Clinical Infectious Diseases 2006; 42:1513–7

8. 食品由来病原菌 ***Campylobacter jejuni*** の環境中で生残するメカニズム

Environmental survival mechanisms of the foodborne pathogen *Campylobacter jejuni*

C. Murphy, C. Carroll and K.N. Jordan

Journal of Applied Microbiology 100 (2006) 623–632

*Campylobacter jejuni* は食品、水等のなかで長期間生存することが知られているが、本  
総説は同菌が環境中での種々のストレス（低温、高温、UV、有酸素状態、乾燥等）に順応  
するメカニズムをレビューしている。

9. まな板によるサルモネラの交差汚染

Cutting Boards in Salmonella Cross-Contamination

Dean O. Cliver

J AOAC Int. 2006 Mar-Apr;89(2): Page(s): 538-542

10. 米国におけるヒトのサルモネラ感染症のサーベイランス

Surveillance for Human *Salmonella* Infections in the United States

Bala Swaminathan, Timothy J. Barrett and Patricia Fields

J AOAC Int. 2006 Mar-Apr;89(2): Page: 553-559

11. 報告された鶏肉中のサルモネラの汚染率に対するサンプリング法の影響

Influence of Sampling Methodology on Reported Incidence of *Salmonella* in Poultry

Daniel L. Fletcher

J AOAC Int. 2006 Mar-Apr;89(2):Page(s): 512-516

12. マウス、鶏及びヒトから分離された ***Salmonella Enteritidis*** のクローンの構造及び  
病毒性の変化

Clonal Structure and Variation in Virulence of *Salmonella* Enteritidis Isolated from

Mice, Chickens, and Humans

A. Mahdi Saeed, Seth T. Walk, Mokhtar Arshad and Thomas S. Whittam

J AOAC Int. 2006 Mar-Apr;89(2):Page(s): 504-511

13. 食肉、食鳥肉中のサルモネラのためのモデリング及びリスクアセスメント

Modeling and risk assessment for Salmonella in meat and poultry.

Lammerding AM.

J AOAC Int. 2006 Mar-Apr;89(2):543-52

14. 消費者段階におけるデリミート中の *Listeria monocytogenes* に関するリスクアセスメント

Consumer Phase Risk Assessment for *Listeria monocytogenes* in Deli Meats

Hong Yang, Amirhossein Mokhtari, Lee-Ann Jaykus, Roberta A. Morales, Sheryl C. Cates, and Peter Cowen

Risk Analysis, Volume 26 Issue 1 Page 89- 104 February 2006

以上

---

## 食品化学物質関連情報

- 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization） <http://www.fao.org/>

### 1. JECFA の食品添加物規格の要約についてのオンラインデータベース

Online Edition: "Combined Compendium of Food Additive Specifications"

<http://www.fao.org/ag/agn/jecfa-additives/search.html?lang=en>

英語、スペイン語、アラビア語、中国語で提供されている。

- 欧州連合（EU : Food Safety: from the Farm to the Fork）

[http://europa.eu.int/comm/food/index\\_en.html](http://europa.eu.int/comm/food/index_en.html)

### 1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF)

[http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/index_en.htm)

#### 2006年第16週

[http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/reports/week16-2006\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/reports/week16-2006_en.pdf)

##### 警報通知 (Alert Notifications)

イタリア産白いメラミンカップからのホルムアルデヒドの溶出、ベトナム産（オランダ経由）冷凍魚（*Pangasius hypophthalmus*）切り身のシプロフロキサシン及びエンロフロキサシンの MRL 超過、イラン産レーズンの脂肪族炭化水素、ポルトガルの酸化亜鉛中ダイオキシシン（飼料）など。

##### 情報通知 (Information Notifications)

ベトナム産冷凍魚（*Pangasius hypophthalmus*）切り身のロイコマラカイトグリーン、フランス産 UHT（超高温処理）クリームのパッケージからのイソプロピルチオキサントン溶出、オランダ産液体プロテインサプリメントのパッケージからのイソプロピルチオキサントン溶出、中国産チリ入りスパイスミックスのローダミン B など。

#### 2006年第17週

[http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/reports/week17-2006\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/reports/week17-2006_en.pdf)

##### 警報通知 (Alert Notifications)

スペイン産ビスケットやクラッカーの高濃度亜硫酸など。

## 情報通知 (Information Notifications)

フランス産栄養強化食品のパッケージからのイソプロピルチオキサントン溶出、インドネシア産冷凍キハダマグロ切り身のヒスタミン及び冷凍ミナママグロ切り身の水銀、バンラデシュ産冷凍殻付き無頭エビのニトロフラン(代謝物)ーニトロフラゾン(SEM)、クロアチア産アルミトレイからの BADGE (ビスフェノールAジグリシジルエーテル)の溶出など。  
(その他、アフラトキシンなどカビ毒多数)

---

### ● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.eu.int/index\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/index_en.html)

#### 1. アスパルテームの新しい長期発がん性試験に関する EFSA の評価

5月5日、アスパルテームに関する新しい長期発がん性試験(2005年及び2006年にRamazzini研究所の研究者が発表した試験)についてのEFSAの評価結果が出された。結論は、現行のADIを変更する必要はないとしている。以下、EFSAのAFCパネルの意見、英国、アイルランド、米国の関連機関の記事等をまとめて掲載する。

##### 1-(1). EFSA はアスパルテームについての新しい研究を評価し、その安全性を再確認(プレスリリース)

EFSA assesses new aspartame study and reconfirms its safety (05 May 2006)

[http://www.efsa.eu.int/press\\_room/press\\_release/1472\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/press_room/press_release/1472_en.html)

EFSAのAFCパネル(食品添加物・香料・加工助剤及び食品と接触する物質に関する科学パネル)は、イタリア、ボローニャのRamazzini Foundation(ERF)によるアスパルテームの新しい長期発がん性試験について評価を行い、現行のADI(40 mg/kg bw)を変更する必要はないと結論した。また欧州におけるアスパルテームの摂取量は1日あたり最大10 mg/kg bwであり、ADIに比べてはるかに低いとしている。

##### 1-(2). アスパルテームの新しい長期発がん性試験に関する AFC パネル (食品添加物・香料・加工助剤及び食品と接触する物質に関する科学パネル) の意見

Opinion of the Scientific Panel AFC related to a new long-term carcinogenicity study on aspartame (05 May 2006)

[http://www.efsa.eu.int/science/afc/afc\\_opinions/1471\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/afc/afc_opinions/1471_en.html)

ERF (European Ramazzini Foundation of Oncology and Environmental Sciences) が2005年及び2006年に発表した人工甘味料アスパルテームの発がん性試験について、EFSAは欧州委員会(EC)から評価を依頼された。ERFは、研究結果がアスパルテームの「多臓器発がん性」を示しているとしている。EFSAはこの問題を優先度が高いとしてAFCパネルに評価を依頼した。

アスパルテームは世界中で 20 年以上卓上甘味料や食品用甘味料として使用されてきた。欧州では最初はいくつかのメンバー国で 1980 年代に認可され、EC の SCF（食品科学委員会）の安全性評価の後 1994 年に EU 全域で使用が認められた。アスパルテームは動物やヒトで多数の試験が行われており、これらの試験結果は世界中の規制機関で評価され、アスパルテームには遺伝毒性や発がん性はないとの結論が出されている。しかしながら認可後、アスパルテームの安全性についてはアスパルテーム本体のみならずその代謝産物であるアスパラギン酸、フェニルアラニン及びメタノールについても繰り返し疑問が出されてきた。これらの物質はすべて、人体に天然に存在している。これらの疑問に答えるため、SCF は 2002 年にすべてのデータをさらに評価し、その結果アスパルテームの ADI 40 mg/kg bw を変更する必要はないと結論した。

AFC パネルは ERF の新しい発がん性試験について、ERF の論文だけでなく ERF が EFSA に提出したさらに広範なデータ（2005 年末及び 2006 年 4 月）も用いて評価を行った。AFC パネルは、通常の発がん性試験に比べより多くの動物を使用した生涯試験は、低頻度の影響をより高い感受性で検出する可能性があるとは指摘している。評価の結果、AFC パネルは、この試験が ERF が説明しているような結論を導くには妥当性を欠いているとしている。特に、背景となる肺、その他の臓器及び組織の慢性炎症性病変が高頻度に存在することはある種の腫瘍の診断の正確さの大きな交絡因子になるとしている。

ERF の研究に関する AFC パネルの結論は主に以下のとおりである。

- ・ 背景となる肺の慢性炎症性病変が高頻度でありまた用量相関性がないことから、リンパ腫/白血病の頻度増加はアスパルテームとは関係があるとは考えられず、無視できるとしている。何故なら、このような腫瘍は、慢性呼吸器系疾患のラットの肺リンパ肥大の結果生じることが良く知られている。したがって研究結果について最も考えられる説明は、このコロニーが慢性呼吸器系疾患に罹患しているため生じ、アスパルテーム投与群で僅かに増加したというのは偶然の結果であると考えられる。
- ・ 雌ラットの腎石灰化に沿った腎盂・尿管・膀胱の前がん病変及び腫瘍性病変は、少なくとも高用量では投与に関連したものである。刺激性のある化学物質や腎盂石灰化を誘発する化学物質の高用量投与による影響は、ラットに特有のカルシウム代謝不均衡によるものであり、これらの影響はヒトには当てはまらない。
- ・ 総悪性腫瘍数に関するデータはアスパルテームの発がん性の根拠とはならない。AFC パネルの意見としては、全ての腫瘍数の合計や腫瘍を持つ動物の合計を統計学的に処理することは正しくない。上述したように白血病や腎腫瘍は除外されるべきである。
- ・ 悪性神経鞘腫について AFC パネルは、腫瘍の数が少なく、用量相関が（例え雄で正の傾向があったとしても）幅広い用量域で非常にフラットであり、また腫瘍の診断に不確実性がみられるとしている。以上の結果からパネルは、ERF の関連試験における全てのスライドの病理組織学的ピアレビューを行わなければ評価できないと結論した。

AFC パネルは、SCF や他の専門家委員会によるアスパルテームのこれまでの評価や最近の NTP 試験の陰性結果についても留意している。また米国 NCI（国立がん研究所）が行っ

た最近の疫学研究においてアスパルテームの摂取による脳や血液のがんの増加はみられていないとの情報を得ている。さらに遺伝毒性に関する包括的研究ではアスパルテームに遺伝毒性はないとしている。ヒトにおける速度論的データでは、ADI 程度の用量を一度に摂取してもアスパルテームの全身暴露はおこらないことが示されている。さらにメタノールやホルムアルデヒドなどアスパルテーム代謝物への暴露も無視できる量である。

AFC パネルは、2002 年以降重大なデータはなく、したがって SCF の以前の評価を変える必要はないと考えている。また欧州各国で人工甘味料の摂取量評価が行われているが、そのすべてにおいてアスパルテームの食事からの摂取量は多い人でも ADI (40 mg/kg bw) よりはるかに低い (最大 10 mg/kg bw/日)。

したがって AFC パネルは、アスパルテームの ADI 40 mg/kg bw を変更する理由はないと結論した。

### 1-(3). アスパルテームに関する問題についてまとめた EFSA のサイト

Focus on the issues : Aspartame (Last updated: 08 May 2006)

[http://www.efsa.eu.int/press\\_room/focus\\_on\\_the\\_issues/aspartame/catindex\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/press_room/focus_on_the_issues/aspartame/catindex_en.html)

EFSA が新たに作成したサイトで、これまでに出されたアスパルテームに関する EFSA の意見、声明などの関連資料、プレスリリース、メディア対象のイベントなどがまとめて掲載されている。

### 1-(4). アスパルテームに関する EFSA の評価についての他の公的機関の関連記事

#### 1) 英国食品基準庁 (FSA)

EFSA がアスパルテームについて声明を発表

EFSA makes statement on aspartame (05 May 2006)

<http://www.foodstandards.gov.uk/news/newsarchive/2006/may/efsaaspartame>

EFSA がアスパルテームに関する新しい研究についての評価結果を発表し、現行の ADI を変える必要はないと結論した。EFSA の AFC パネルによる評価は、英国の独立した専門家委員会 COC (発がん性委員会) が Ramazzini の研究について表明していたものと同様の懸念 (※) を示している。COC はこの研究結果に多数の問題点を挙げていた。これらの問題点は、使用した動物の健康状態に関するもの、現在一般に受け入れられている実験方法、外部のピアレビューに耐え得る方法論についてである。その時点で COC に提供された Ramazzini 研究所の報告書は、委員会が確実な結論を下すのに十分ではなかったため COC は Ramazzini 研究所にさらなる情報を求め、追加情報を受け取った。追加情報は今回発表された EFSA の結論に含まれている。

※「食品安全情報」No.9 (2006) 英国 COC の項目 (p.31~32) 参照

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2006/foodinfo200609.pdf>

## 2) アイルランド食品安全局 (FSAI)

アスパルテーム : EFSA が新しい研究の評価結果を発表

Aspartame: EFSA presents results of its evaluation of a new study

[http://www.fsai.ie/industry/hottopics/industry\\_topics\\_aspartame\\_efsa.asp](http://www.fsai.ie/industry/hottopics/industry_topics_aspartame_efsa.asp)

FSAI は、EFSA の最新評価に基づき、アスパルテームの使用による消費者の健康上の問題は無いと考えている。

(詳細は EFSA のプレスとはほぼ同じ内容)

## 3) 米国食品医薬品局 (FDA)

欧州のアスパルテームの研究についての FDA の声明

FDA Statement on European Aspartame Study (May 8, 2006)

<http://www.fda.gov/bbs/topics/NEWS/2006/NEW01369.html>

FDA は 5 月 8 日、ERF (The European Ramazzini Foundation) によるアスパルテームの長期発がん性試験に関する EFSA の評価結果発表について、声明を出した。

アスパルテームは低カロリー甘味料で、主に通常みられる 2 つのアミノ酸、アスパラギン酸とフェニルアラニンからなる。いずれもタンパク質や天然香料など通常の食品成分である。2005 年、ERF はラットを用いた長期試験の結果を発表した。ERF の研究者らは、アスパルテームはがんを誘発し現在の甘味料としての使用を再評価すべきであると結論した。ERF の研究についての EFSA の評価によれば、ERF のデータからはアスパルテームに発がん性があるとは言えず、アスパルテームの安全性と ADI についてこれまでの評価を見直す必要はないと結論された。

FDA は ERF の研究を評価するため ERF に詳細データを求め、2006 年 2 月 28 日にデータの一部を入手した。現在、ERF から提供されたデータを精査中であり、できるだけ早く評価を完了して結果を公表予定である。

アスパルテームは米国で最初に承認されて以来、安全性についての疑問が一部で提示され続けてきた。しかしながら今日までアスパルテームの安全性についての結論を変更するような科学的情報は提供されていない。アスパルテームの安全性についての結論は、100 以上の毒性学的・臨床的研究を含む膨大な量の情報を詳細に評価した結果に基づいたものである。

## 2. エトプロホスの農薬リスクアセスメントピアレビューに関する結論

Conclusion regarding the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance ethoprophos (28 April 2006)

[http://www.efsa.eu.int/science/praper/conclusions/1466\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/praper/conclusions/1466_en.html)

殺虫剤、線虫駆除剤。ADI : 0.0004 mg/kg bw/day、AOEL : 0.001 mg/kg bw/day、ARfD : 0.01 mg/kg bw/day。いずれも安全係数は 100、経皮吸収はワーストケースの推定として 10% を使用している。

### 3. 酵素製剤 Phyzyme XP のニワトリ肥育用飼料添加物としての使用について安全性と有効性に関する FEEDAP パネル（飼料添加物に関する科学パネル）及び GMO パネル（遺伝子組換え生物に関する科学パネル）の意見

Opinion of the Scientific Panel FEEDAP and the Scientific Panel GMO on the safety and efficacy of the enzymatic preparation Phyzyme XP (6- Phytase) for use as feed additive for chickens for fattening (02 May 2006)

[http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap\\_opinions/1468\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap_opinions/1468_en.html)

Phyzyme XP は遺伝子組換え酵母 *Schizosaccharomyces pombe* の発酵により産生される 6-phytase を主要活性成分とする酵素飼料添加物である。パネルは標題について、一定の飼料効率改善作用はあり、安全性や環境への懸念はないと結論した。

### 4. 飼料添加物 Sel-Plex 2000 の安全性と有効性に関する FEEDAP パネルの意見

Opinion of the Scientific Panel FEEDAP on the safety and efficacy of the product Sel-Plex 2000 as a feed additive according to Regulation (EC) No 1831/2003 (08 May 2006)

[http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap\\_opinions/1478\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/feedap/feedap_opinions/1478_en.html)

Sel-Plex は *Saccharomyces cerevisiae* により産生される不活性化乾燥セレンイースト製品で、主にセレノメチオニンの形でセレンを供給する。栄養補助剤として家禽やブタやウシへの使用が申請された。セレンは微量元素として亜セレン酸ナトリウムやセレン酸ナトリウムが飼料添加物に認められているが、これまで有機のセレンは認可されていない。

パネルは、Sel-Plex のセレンは生物学的に利用可能であるが 10 倍の過剰摂取は効率を悪化させる、使用による消費者や環境へのリスクはない、使用者については吸入暴露を最小化するための対応が必要であると結論した。

---

## ● 英国 MHRA (Medicines and Healthcare products Regulatory Agency)

<http://www.mhra.gov.uk/>

### 1. ツルドクダミと肝反応

Polygonum multiflorum and liver reactions (April 2006)

[http://www.mhra.gov.uk/home/idcplg?IdcService=SS\\_GET\\_PAGE&useSecondary=true&ssDocName=CON2023590&ssTargetNodeId=663](http://www.mhra.gov.uk/home/idcplg?IdcService=SS_GET_PAGE&useSecondary=true&ssDocName=CON2023590&ssTargetNodeId=663)

ツルドクダミの塊根（かいこん）は漢方の強壯剤及び老化防止剤として伝統的に用いられてきており、特に白髪や育毛用に使用されている。He Shou Wu（何首烏、カシュウ）の中国名でも知られている。

2006年3月30日時点でツルドクダミに関連すると考えられる7つの有害事象がMHRAに報告されている。7つの報告全てが肝反応であり、肝機能異常1、黄疸7、肝炎2、黄疸と肝炎1である。患者は36～70才の女性5人と男性2人で、育毛のためにツルドクダミを服用していた。全員が製品の服用を中止後、回復または回復中である。

ツルドクダミ摂取に関連する肝炎発症には文献がある。肝疾患の兆候としては黄疸、暗色尿、吐き気、嘔吐、異常な疲労感、脱力、胃腸の痛み、食欲不振などがある。MHRAでは、これらの症状のどれかがある場合には医師に相談し、もし肝疾患と診断されたらツルドクダミの摂取を中止するようにもとめている。また肝疾患や他の重大な疾患の既往症がある場合には医師の相談なしにツルドクダミは摂取しないように助言している。ハーブ製品など薬物治療を行う場合は、常に医師などと相談することが重要である。

- 
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)  
<http://www.bfr.bund.de/>

#### 1. ホルムアルデヒドの科学的評価：消費者保護のための新しい取り組み？

Scientific assessment of formaldehyde: New perspectives for consumer protection?

<http://www.bfr.bund.de/cd/7812>

BfR科学会議（2006年5月29日）開催

ホルムアルデヒドの毒性評価

Toxicological Assessment of Formaldehyde

[http://www.bfr.bund.de/cm/290/toxicological\\_assessment\\_of\\_formaldehyde.pdf](http://www.bfr.bund.de/cm/290/toxicological_assessment_of_formaldehyde.pdf)

ホルムアルデヒドは工業的に大量生産されておりさまざまな製品中に含まれている。またヒトや生物の代謝過程で生じる。現在この物質は、「おそらく発がん性を示す (possibly carcinogenic)」と分類されている。2004年半ばにIARCがホルムアルデヒドを再評価した結果、ヒトでの鼻咽頭がん誘発を根拠にヒト発がん性物質と判断したが、報告書はまだ発表されていない。

BfRはホルムアルデヒドのハザード評価を行った結果、ホルムアルデヒドは気道から取り込んだ場合に限りヒト発がん物質と分類することを提案している。このハザード評価においてBfRは毒性学的評価を行った。これは、ある濃度以下では発がんリスクを恐れる必要はないといういわゆる「practical threshold 実際的閾値」の概念を使うものである。過去の「単純なアプローチ」では、遺伝子傷害性発がん物質は閾値が無く、例え少量でも有害と見なしていた。しかしホルムアルデヒドの場合、腫瘍発生は最初に細胞の傷害により細胞増殖が亢進し、次いで遺伝子に変異がおこるという二つのメカニズムの共同作用によるものである。動物における細胞増殖のデータとヒト上気道の知覚刺激データから、ホルムアルデヒドの耐容空気中濃度 (安全レベル) は0.1ppmと設定した。経口摂取についての

耐容量の設定については現在調査中である。また Federal Environmental Agency (UBA) の室内空気衛生委員会が室内空気ガイドライン値を検討している。

---

● ノルウェー食品安全局 (Norwegian Food Safety Authority)

[http://www.mattilsynet.no/portal/page?\\_pageid=54,40103&\\_dad=portal&\\_schema=PORTAL&language=english](http://www.mattilsynet.no/portal/page?_pageid=54,40103&_dad=portal&_schema=PORTAL&language=english)

1. 鮮魚のロシアへの輸出

Export of fresh fish to the Russian Federation (28.04.2006)

[http://www.mattilsynet.no/english/\\_/export\\_of\\_fresh\\_fish\\_to\\_the\\_russian\\_federation\\_35512](http://www.mattilsynet.no/english/_/export_of_fresh_fish_to_the_russian_federation_35512)

2006年1月にロシアがノルウェーからの鮮魚の輸入を禁止した。その後ロシアの検査官がノルウェーの4施設を訪れ、そのうちの2施設からの鮮魚の輸出が許可された。

現時点でのまとめ：

- ・ロシアへの生のサーモンの輸出：通常の輸出は認められていない。
- ・ロシアへの通常の鮮魚の輸出：認められていない。
- ・冷凍魚：冷凍魚の輸出は従来通り続行。

他の国への輸出はこれまで通りである。

---

● チェコ農業食品検査機関 (CAFIA : The Czech Agriculture and Food Inspection Authority) <http://www.szpi.gov.cz/eng/default.asp>

1. E添加物に発がん性が疑われるとのリーフレットはデマである

Leaflet warning against supposedly carcinogenic E-additives can be scaremongering (4/28/2006)

<http://www.szpi.gov.cz/eng/news/article.asp?id=58864&cat=2215&ts=3ec79>

チェコのCAFIA (The Czech Agriculture and Food Inspection Authority : 農業食品検査機関) では最近、食品添加物 (E添加物) に発がん性が疑われると警告しているリーフレットについての照会件数が増加している。リーフレットは主に電子メールで出回っているが、事実に基づかない情報や無意味で誤解を与える情報が記載されている。例えばこの中で最も危険な発がん性添加物と記載されている E330 はクエン酸で、普通に食品中に存在する物質である。クエン酸がクレブス回路に入るという情報を、作成者がドイツ語でクレブス (Krebs) ががんを意味することから誤解したと考えられる。このリーフレットの中で危険だとされている他の E シリーズ添加物についても同様である。CAFIA の専門家によれば、同様のものがここ数年チェコ国内に出回っており、間違った情報がインターネット上のあ

ちここに散見される。チェコでは食品添加物の使用は厳しく規制されている。食品添加物の使用に関するリスク評価は保健省が行い、その使用はCAFIAと州獣医局が監督している。

---

- 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,  
食品安全応用栄養センター（CFSAN：Center for Food Safety & Applied Nutrition）  
<http://www.cfsan.fda.gov/list.html>

#### 1. 限定的健康強調表示：非承認通知－緑茶と心血管系疾患リスクの減少

Qualified Health Claims: Letter of Denial - Green Tea and Reduced Risk of Cardiovascular Disease (May 9, 2006)

<http://www.cfsan.fda.gov/~dms/qhcgtea2.html>

2005年6月9日付けでFDAに申請されていた標記の健康強調表示についての回答文書。申請者が提案していた健康強調表示は以下のようなものである。

「カテキン摂取源として毎日少なくとも150mlの緑茶を飲むと、多数の心血管系疾患関連リスク因子を低減する。FDAはこの強調表示について、その根拠はsupportive（支持し得るもの）であるが、conclusive（決定的なもの）ではないと結論している。（緑茶は1杯あたり125mgのカテキンを含む。）」

FDAは、緑茶や緑茶抽出物が心血管系疾患に関連する多数のリスク因子を低減するという科学的に信頼できる根拠はないと結論し、申請を却下した。

---

- カナダ PMRA（Pest Management Regulatory Agency）  
<http://www.pmr-arla.gc.ca/english/index-e.html>

#### 1. リンデン

Information Note : Lindane (26 April 2006)

<http://www.pmr-arla.gc.ca/english/pdf/infonotes/InfoNote-Lindane-Apr2006-e.pdf>

1930年代～2004年12月31日、カナダの農業では土壌や種子用（菜種、大麦、トウモロコシ、小麦など）にリンデンが使用されてきた。

1999年3月、ヘルスカナダのPMRAはリンデンを含む農業用製品について再検討を発表した。リンデンなど残留性有機汚染物質（POPs）の使用制限や除去を目的とした国際協定調印のため、カナダはリンデンの使用について再評価を行うことになった。POPsは分解しにくく、生物濃縮され、大気や水などを介して国境を越え運ばれる有害物質である。POPsは地表や水生環境で蓄積する。長距離移動するため、アボリジニーや北方の集団で食事からの高濃度POPs暴露が見つかった。

PMRAは米国環境保護局（EPA）と協力して検討を行い、2001年10月に職業リスク評価を終了した。リンデンの使用は種子処理や植え付けの際の労働者の健康へ許容できないリスクがあるため、その使用は段階的に廃止されてきた。リンデンを用いた種子処理剤の登録業者は、Crompton Corporation社を除きすべてが製品の自主的販売停止を選択した。農薬規制法の規定によりCrompton Corporation社は委員会（Board）によるヒヤリングを要求し、独立した科学者3名からなる委員会は、この決定の科学的根拠を再検討した。2005年8月18日、委員会はこの件について保健大臣と会社宛てに報告書を提出した。この報告書についての情報はPMRAのウェブサイトから入手できる。

この報告書において委員会は、意志決定過程においてPMRAとCrompton Corporation社の両方にコミュニケーションと透明性が欠けていたと指摘している。特に、リスクアセスメントに影響を与えるような新しいデータや研究結果を提供する十分な機会が関係者に与えられなかったと委員会では考えている。委員会は大臣に対し、PMRAとCrompton Corporation社の議論の再開を勧告した。PMRAはリンデンの再評価の際のパブリックコメント期間が短かったことを認めており、その後のPMRAの農薬再評価においてはより長い期間を設けている。リンデンの件については、PMRAはかつての登録業者すべてとのコミュニケーションを開始している。

委員会は、職業リスク評価は古い限られた暴露データにより評価され、保守的アプローチがとられたと考えている。リンデンのレビューの際、PMRAはその時点で入手可能なデータに基づいて労働者のリスク評価を行った。PMRAは委員会の勧告にしたがい、職業暴露リスクについてのフォローアップレビューを開始する。このレビューにおいては、適切なものであればCrompton Corporation社による新しい暴露データやヒヤリングで提示された意見・情報なども考慮する。さらに毒性評価における不確実性因子の使用に関しては内部ガイドラインを適用するとしている。

リンデンのフォローアップレビューは2006年末に終了予定であるが、レビューの終わりに、評価の要約及びリンデン使用が受容可能かどうかについての結論について発表しパブリックコメントを求めるとしている。

リンデン委員会のレビュー

<http://www.pmra-arla.gc.ca/english/lindane/lindane-e.html>

- 
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局  
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)  
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 産地表示についての研究で企業のコスト負担が高いことが示された  
Country of Origin Study Shows High Costs for Industry (1 May 2006)

<http://www.foodstandards.gov.au/mediareleasespublications/mediareleases/mediareleases2006/christopherpynempcou3200.cfm>

5月1日に発表された新しい研究によれば、2種類以下の主要となる果実及び野菜を含む缶詰や包装食品に産地表示を拡大すると、年に1億2000万オーストラリアドルのコストがかかる。さらに報告書によれば、成分の産地についての情報を歓迎するのは消費者のわずか10%のみであるとパイン議員は述べている。この報告書は、産地表示の拡大に関する提案についてコスト・ベネフィット解析を行うようにオーストラリア政府がFSANZに指示したものである。パイン議員はこの研究結果から、オーストラリア政府は産地表示の拡大を支持しないであろうとしている。FSANZは、包装していない果実、野菜、肉や魚などの製品については、消費者がスーパーマーケットなどで産地が明確にわかるように既に産地表示を導入している。

・報告書のフルテキスト：

Feasibility Study into Extending Country of Origin Labelling to Selected Packaged Fruit or Vegetable Whole Food Produce

[http://www.foodstandards.gov.au/srcfiles/CoOL\\_Feasibility\\_Report\\_%2028\\_March\\_2006.pdf](http://www.foodstandards.gov.au/srcfiles/CoOL_Feasibility_Report_%2028_March_2006.pdf)

## 2. 葉酸と妊娠に関する新しい小冊子

New Folic Acid and pregnancy brochure (8 May 2006)

<http://www.foodstandards.gov.au/mediareleasespublications/mediareleases/mediareleases2006/christopherpynempnew3203.cfm>

FSANZは、妊娠を予定している女性のための食品中の葉酸に関する新しい小冊子を発行した。二分脊椎症などの出生異常リスクを減らすために、妊娠前及び妊娠初期3ヶ月に適切な量の葉酸を摂取することが重要である。葉酸を摂取する方法は、天然に葉酸の多い食品を摂る、葉酸強化食品を摂る、薬局で販売されているサプリメントを摂るなどである。しかし食品から十分な量の葉酸を摂るのは難しいこと及び妊娠は必ずしも計画的に行われるものではないことから、FSANZは現在食品の葉酸強化義務についての食品基準案を今年中に最終化する予定である。

・小冊子 (1Mb)：

<http://www.foodstandards.gov.au/srcfiles/FSANZ%20Folic%20Acid.pdf>

---

● オーストラリア 農業水産森林省 (DAFF : Department of Agriculture, Fisheries, and Forestry)

<http://www.affa.gov.au/index.cfm>

## 1. 残留化学物質に関する国際規制 日本

## International Regulations on Chemical Residues Japan

<http://www.affa.gov.au/content/output.cfm?ObjectID=0DD995F2-B17C-405D-ABDD2A4B4E8A28A5>

2006年5月29日から日本の厚生労働省が残留農薬及び動物用医薬品の規制をポジティブリスト制に変えることについて、その内容を紹介している。

### ● ニュージーランド食品安全局 (NZFSA : New Zealand Food Safety Authority)

<http://www.nzfsa.govt.nz/>

#### 1. NZFSA はアプリコットカーネルの摂取について懸念

NZFSA concerned about consumption of apricot kernels (1 May 2006)

<http://www.nzfsa.govt.nz/publications/media-releases/2006-05-01.htm>

NZFSA は消費者に対し、健康食品としても販売されているアプリコットカーネルは健康上のリスクになることがあると再度注意を喚起している。

最近英国の食品安全基準庁 (FSA) は、アプリコットカーネルの安全な摂取量は 1 日 1～2 個であると助言した (※1)。

我々の食べる食品の中には、緑色のジャガイモ、インゲン豆、ルバーブの葉、リンゴやナシの種などたくさん摂れば有害で病気の原因となり得る毒素が含まれていることがある。毒素は天然に存在することもあり、また微生物や紫外線などによる損傷で作られることもある。このような製品を食べる場合にはそのリスクについて知っている必要があり、FSA の助言は、こうしたかなり一般的な食べ物に存在する有害性について再認識する良いきっかけである。

アプリコットカーネルは時々健康食品として販売されているが、特にリスクが高くシアン化合物を含んでいることがある。食べ過ぎると頭痛、めまい、錯乱、痙攣、昏睡などを呈し場合によっては死亡する可能性もある。NZFSA は 1 日 1～2 個以上は食べないように助言している。シアン化合物は果実中で天然に産生し、特定の種の中にある量を予測したり制御するのは難しい。量は生育条件によっても異なる。The Australia New Zealand Food Standard Code (オーストラリア・ニュージーランド食品基準) では、シアン化合物など天然に存在する毒素をできるだけ低く抑えるよう定めている。

NZFSA は、ニュージーランドの小売店やインターネットショップが最大摂取量について正確な助言を提供していないことを懸念している。また消費者に対し、食品中の天然毒素についての NZFSA のガイドライン (※2) に従うように注意を喚起している。

※1 : 「食品安全情報」 No.8 (2006)、英国 FSA の項目 (p.21～23) 参照

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2006/foodinfo200608.pdf>

※2 : NZFSA の天然毒素

Natural Toxins in Food

<http://www.nzfsa.govt.nz/consumers/food-safety-topics/chemicals-in-food/natural-toxins/index.htm>

主な収載品目 :

果実の種 (アミグダリン)、Kumara (イポメアマロン)、パースニップ (フロクマリン)、ジャガイモ (糖アルカロイド)、インゲン豆 (レクチン)、ルバーブ (シュウ酸)、ズッキーニ (ククルビタシン)、キャッサバとタケノコ (シアン配糖体)。

---

● 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/>

1. 健康機能食品を正しく選択するための消費者教育の実施 (2006.05.02)

[http://www.kfda.go.kr/open\\_content/kfda/text/news/press\\_view.php?seq=957&av\\_pg=1&service\\_gubun=&textfield=&keyfield=](http://www.kfda.go.kr/open_content/kfda/text/news/press_view.php?seq=957&av_pg=1&service_gubun=&textfield=&keyfield=)

韓国食品医薬品安全庁 (食薬庁) は韓国消費者団体協議会と合同で2006年5月から10月まで、全国13地域で計36回、主婦及び高齢者を対象に正しい健康機能食品の選択方法についての教育を実施する。

主な内容 : 健康機能食品とは何か、なぜ必要か、食品や医薬品との違いは何か、どこが管理しているか、どのような種類があるか、表示基準は定められているか、摂取時の注意事項としてどのようなものがあるか、購入時に注意すべきことは何か、など。

---

【その他の記事、ニュース】

● EurekaAlert <http://www.eurekaalert.org/>

1. ある種の薬物と危険な相互作用をするグレープフルーツジュース中の物質

Study identifies substances in grapefruit juice that interact dangerously with some drugs (May 9, 2006)

[http://www.eurekaalert.org/pub\\_releases/2006-05/uonc-sis050806.php](http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2006-05/uonc-sis050806.php)

American Journal of Clinical Nutrition の 5 月号に発表された論文によれば、グレープフルーツジュースの中で CYP3A 阻害作用のある物質はフラノクマリンであるとの根拠が示された。

● ProMED-mail より

<http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1000:1323980569059996974>

・アフラトキシン中毒、致死性—ケニア

Aflatoxin poisoning, fatal – Kenya (5 May 2006)

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:4376210607566639757::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1010,32870](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:4376210607566639757::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,32870)

ケニア保健省はケニア東部の3地区でアフラトキシン中毒による16人の死亡を確認した。合計40人がアフラトキシン中毒で入院している。原因は汚染されたトウモロコシを食べたためとされている。2004年のアウトブレイクでは130人以上が死亡している。その後トウモロコシのアフラトキシン濃度と中毒例を同定するサーベイランスシステムができた。同じ家に住む住人での集団発生が見られ、昨年収穫したトウモロコシの保存状態の悪さが高濃度汚染の原因と考えられる。

---

### 【論文等の紹介】

#### 1. 食品へ移行するエポキシ化大豆油 (ESBO) の評価：通常の食品に含まれる ESBO 様エポキシ化大豆油との比較

Assessment of epoxidized soy bean oil (ESBO) migrating into foods: Comparison with ESBO-like epoxy fatty acids in our normal diet.

Fankhauser-Noti A, Fiselier K, Biedermann-Brem S, Grob K.

Food Chem Toxicol. 2006 Mar 6; [Epub ahead of print]

#### 2. ヒトへの間接暴露及び毒性プロファイルに基づく動物用医薬品の順位付け

Prioritising veterinary medicines according to their potential indirect human exposure and toxicity profile.

Capleton AC, Courage C, Rumsby P, Holmes P, Stutt E, Boxall AB, Levy LS.

Toxicol Lett. 2006 Jun 1;163(3):213-23.

#### 3. オクラトキシン A：ガンリスク及び暴露の可能性

Clark HA, Snedeker SM.

Ochratoxin a: Its Cancer Risk and Potential for Exposure.

J Toxicol Environ Health B Crit Rev. 2006 May-Jun;9(3):265-96.

#### 4. “ビタミンサプリメント” による重症シアン中毒

Severe cyanide toxicity from 'vitamin supplements'.

O'Brien B, Quigg C, Leong T.

Eur J Emerg Med. 2005 Oct;12(5):257-8.

5. 急性ホルトカズラ中毒

Acute *Erycibe Henryi* Prain (“Ting Kung Teng”) Poisoning

Huang HH, Yen DH, Wu ML, Deng JF, Huang CI, Lee CH.

Clin Toxicol (Phila). 2006;44(1):71-5.

6. 秋クロッカスによる中毒

Poisoning by the autumn crocus plant

Hermanns-Clausen M, Schindler F, Stedtler U, Zilker T, Felgenhauer N.

MMW Fortschr Med. 2006 Mar 23;148(12):45-7. (本文はドイツ語)

7. ウスニン酸含有ダイエタリーサプリメント使用に関連した重症肝毒性

Severe hepatotoxicity associated with use of a dietary supplement containing usnic acid.

Sanchez W, Maple JT, Burgart LJ, Kamath PS.

Mayo Clin Proc. 2006 Apr;81(4):541-4.

8. ダイエタリーサプリメント中のビターオレンジに関連した異型狭心症

Variant angina associated with bitter orange in a dietary supplement.

Gange CA, Madias C, Felix-Getzik EM, Weintraub AR, Estes NA 3rd.

Mayo Clin Proc. 2006 Apr;81(4):545-8.

9. 日本においてアマメシバが関連している閉塞性細気管支炎における生存ドナーの肺葉移植

Living-donor lobar lung transplantation in *Sauropus androgynus*-associated bronchiolitis obliterans in Japan.

Oonakahara K, Matsuyama W, Higashimoto I, Watanabe M, Koreeda Y, Date H, Yamadori I, Osame M, Arimura K.

Intern Med. 2005 Oct;44(10):1103-4.

10. 日本におけるアマメシバ摂取に関連した閉塞性細気管支炎のアウトブレイク：食品が関連した肺疾患に関する日本からの警告

Outbreak of Bronchiolitis obliterans associated with consumption of *Sauropus androgynus* in Japan--alert of food-associated pulmonary disorders from Japan.

Oonakahara K et.al.

Respiration. 2005 Mar-Apr;72(2):221.

11. 日本市場の鯨及びイルカ製品中に自然発生した混合型ハロゲン化ジメチルピピロール

類の生物濃縮

Bioaccumulation of naturally occurring mixed halogenated dimethylbipyrroles in whale and dolphin products on the Japanese market.

Haraguchi K, Hisamichi Y, Endo T.

Arch Environ Contam Toxicol. 2006 Jul;51(1):135-41.

以上

---